九度山民報

公共料金に増税分上乗せはなし

日本共産党支部が町当局に確認

日本共産党九度山町支部は、４月からの消費税増税にともない九度山町の水道料金、し尿汲み取り料金などが値上げされるのかどうか調査をおこないました。町の回答は「４月からの値上げの予定はない」ということでした。

●風呂にどっぷりつかれない？

私は生活費の足しにするため、午後から単車で配達のアルバイトをしています。この時期、単車で走り回っていると体が冷えます。仕事が終わってからの楽しみは、風呂に入ることです。湯ぶねにつかっている間、いろいろと考えます。先日、ガス代の値上げのお知らせがあり、「また出費が増えるのか、いやだなぁ。４月から消費税も上がる予定だし」とぶつぶつ言って風呂に入っていました。「その上、水道料金も値上げされたら風呂にどっぷりつかれないのか？」と同時に思いました。

●役場に確認に行くと

早速、九度山町役場に行き、町で手数料や公共施設の使用料金の値上げがあるかどうかを調べてきました。町の回答は、消費税増税にともなう４月からの値上げはないとのことでした。

日本共産党九度山町支部
町政対策委員長
伊丹俊也

４月から公共料金などはこうなる

水道使用料	値上げなし
下水道使用料	値上げなし
し尿汲み取り料	値上げなし
ごみ袋	値上げなし
手数料	値上げなし
施設使用料金	値上げなし

（裏面に続く）

●役場は消費税を納めているのか？

私は町議会の議事録の写しを手数料を払って入手しています。「この手数料に消費税が含まれているのか？」と以前より疑問に思っていました。これを機会に調べてみました。

九度山町の水道料金やごみ袋、公民館などの使用料金は、町が税務署に消費税を納めることは事実上ありません。それは消費税法第６０条６項の定めによります。そこに何が書かれているかというと、公営企業会計でない一般会計は、仕入れの額と販売の額が同じだから納めるべき消費税は０だ、ということです。つまり、儲けるためにやっていないので、納めるべき消費税は発生しないということです。また、私が疑問に思った手数料ですが、これはもともと消費税法で非課税になっていました。

●増税分上乗せはすべきでない

消費税が増税されたら、ガス代や電気代が増税分値上がりします。食料品や下着、こどもの学用品などその他生活に必要なものも軒並み値上がりします。しかし、増税分給料や収入が増えるかと言えばそうではありません。また、年金は減らされました。働く人も年金生活者もますます生活が大変になります。

政府は、九度山町など地方自治体に公共料金等に消費税増税分を転嫁するよう求める通達を出しています。しかし、先に書いたとおり、町の水道料金などは消費税を納税する必要がないのです。町は国の言いなりにならず、町民の生活を守るために公共料金などの値上げを行わないこと―このことを日本共産党九度山町支部は求め続けていきます。

日本共産党九度山町支部
町政対策委員長　伊丹俊也

九度山民報一月号（復刊通算９号）
２０１４年１月２３日発行
編集・発行　日本共産党九度山町支部
《連絡先》〒６４８-０１０１
九度山町九度山７４７－３２
伊丹俊也
電話・ＦＡＸ　０７３６-２６-７３８２

新しい視点 展望しめす
しんぶん赤旗
日刊紙●月3,400円
日曜版●月　800円

購読のお申し込みは下記のところへ
●九度山町支部（伊丹俊也）
０７３６－２６－７３８２（ファックス兼用）
●地区委員会
０７３６－２２－７５７３
０７３６－２２－７５７４（ファックス）